

【粉じん作業の追加についてお知らせ】

平成24年3月14日

「屋外におけるアーク溶接作業」と「屋外における岩石等の裁断等作業」を呼吸用保護具の使用を要する作業とする粉じん障害防止規則の改正が行なわれました。

施行年月日：平成24年4月1日

粉じん障害防止規則の改正において、坑外のアーク溶接作業等が「粉じん作業」に追加されることによる鉱山保安法令の取扱いについて

1. 「粉じん障害防止規則」及び「じん肺法施行規則」の一部改正について

今般、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第19号)が、平成24年4月1日に施行されることになりました。

今回の改正は、「屋外におけるアーク溶接作業」と「屋外における岩石等の裁断等作業」においても、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、呼吸用保護具を使用を要する作業とする等の所要の改正を行うものです。

- ①金属をアーク溶接する作業は、これまで、屋内等で行う場合に限り、呼吸用保護具の使用やじん肺健康診断の実施の対象でしたが、今回の改正により、屋外で行う場合も含めて対象となります。
- ②手持式又は可搬式動力工具を用いた岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業は、これまで、屋内等で行う場合に限り、呼吸用保護具の使用の対象でしたが、今回の改正により、屋外で行う場合も含めて対象となります。

2. 上記改正に伴う鉱山保安法令の取扱いについて

「屋外におけるアーク溶接作業」と「屋外における手持式又は可搬式動力工具を用いた岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」について、粉じん障害防止規則で新たに「粉じん作業」として追加(平成24年4月1日付け施行)されますが、鉱山保安法令は「粉じん作業」を限定的に規定していないため、本件の粉じん障害防止規則改正に伴う鉱山保安法施行規則等の改正は行われません。

鉱山保安法施行規則第10条の解説（鉱山保安法令の解説；平成19年5月 原子力安全・保安院 鉱山保安課編）においては、粉じんが発生又は飛散する箇所及び施設のすべてにおいて、何らかの措置を実施するよう規定したものであると解説されています。

従って、現在の規定を変更せずとも、新たに「屋外におけるアーク溶接作業」等が粉じんが発生する作業の対象となれば、その作業場では粉じん飛散防止措置等の規定を遵守しなければなりません。

つまり、粉じん障害防止規則改正（平成24年4月1日付け施行）以降において、

①屋外におけるアーク溶接作業

②屋外における手持式又は可搬式動力工具を用いた岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業

については、鉱山保安法施行規則第10条第2号に基づき、「粉じんが発生し、又は飛散する作業場」に該当し、鉱山労働者に対し「防じんマスク等の保護具を着用」させる必要があります。

各鉱山におかれましては、当該作業に係る現況調査を実施し、必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保安規程の変更を行っていただくようお願いします。

[参考] じん肺法施行規則関係

じん肺法施行規則を改正（平成24年4月1日付け施行）し、「屋外におけるアーク溶接作業」を、「じん肺法の粉じん作業（当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業）」に位置付けるもの。

つまり、事業者は、「屋外におけるアーク溶接作業」を行う者に対して、「粉じん作業に従事する労働者」として、じん肺法第3条のじん肺健康診断を実施し、じん肺法施行規則第37条に定める健康管理実施状況報告を提出する必要がある。

なお、改正省令によって新たにじん肺健康診断実施の対象となる労働者に対する、じん肺法第7条に規定する就業時健康診断の実施は、改正省令が施行される日の後3ヶ月程度までの期間に行うべきものとしている。